3　協会は、前項にかかわらず、完全施行日までの間に、この規則の実施状況、経済金融情勢その他諸般の事情を総合考慮し、この規則の見直しを行うものとする。

附　則（平20. 3. 1）

この改正は、平成20年３月１日から施行する。

㈱　改正条項は、次のとおりである。

第74条第２項を改正。

附　則（平20. 5. 1）

この改正は、平成20年５月１日から施行する。

㈱　改正条項は、次のとおりである。

第11条第１項を改正。

附　則（平21. 6.18）

この改正は、平成21年６月18日から施行する。

㈱　改正条項は、次のとおりである。

第11条第１項、第24条第１項、第43条第１項、第53条第１項、第３項､第54条第１項、第55条を改正。

業務の適正な運営に関する社内規則策定にあたっての細則

（目的）

第１条　この細則は、協会員による適切な業務運営を確保し、もって資金需要者等の利益の保護を図るうえで必要な社内態勢整備として、貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則（以下「自主規制基本規則」という。）第11条で定める各事項の留意点及び必要事項を定めるものとする。なお、協会員が本細則の各事項に対応した社内規則等を整備するための参考として、社内規則策定ガイドラインを別に定めたので、協会員においてはそれぞれの規模又は特性に応じて、創意、工夫のうえ社内規則等を策定されたい。

（経営管理等）

第２条　貸金業が健全な発展を実現していくためには、協会員における代表者、取締役及び執行役等の経営者（以下「経営陣」という。）自らが率先して法令等遵守態勢の整備等に努める等、資金需要者等の利益の保護に問題が生じることのないよう経営を行うことが重要である。経営陣は、業務推進や利益拡大といった業績面のみならず、業務の適正な運営を確保するため、法令等の遵守をチェックする内部管理部門及び被監査部門とは独立して法令等の遵守をチェックする内部監査部門の機能を強化するとともに、反社会的勢力からの被害を防止する為の対応態勢の構築や、利益相反が生じる可能性のある業務に係る内部牽制機能を充実させるなど、法令等遵守態勢の確立・整備を経営上の最重要課題の一つとする。

特に、監督指針に記載された、いわゆる不祥事件が発生した場合には、社内規則等に則った内部管理部門への迅速な連絡及び経営陣への報告、監督当局への第一報、事後対応における内部牽制機能の適切な発揮、再発防止の為の改善策や情報開示等について適切に対処する必要がある。

2　協会員は、以下の項目について具体的内容を記載した社内規則等を定めるものとする。

⑴　法令等遵守及び適正な業務運営を経営の重要課題とした基本理念（ポリシー）

⑵　経営陣の責務（特に、コンプライアンス態勢の構築）

⑶　内部管理部門を担当する部署及び責任体制

⑷　反社会的勢力への対応態勢の構築

⑸　内部管理部門による検査、監視及び牽制態勢

⑹　内部監査部門の整備、監査業務内容及び監査結果の処理（個人業者にあっては、業務を適切に遂行しているか検証するための方法及び経営者の責任）

⑺　法令等の違反など、重大な問題が発生した場合の社内態勢（経営陣への報告、関係当局への報告及び届出、事実関係の調査、資金需要者等への対応、再発防止策の策定、情報開示、責任の明確化等を含む）

（法令等遵守態勢）

第３条　協会員が、貸金市場の担い手としての自らの役割を十分に認識して、法令及び社内規則等を厳格に遵守し、健全かつ適切な業務運営に努めることは、資金需要者等からの信頼を確立し、ひいては貸金市場の健全性を確保するうえで重要である。

協会員は、業務の適正な運営を確保する観点から、コンプライアンスに係る基本的な方針、具体的な実践計画や行動規範等を示した社内規則等を定め、収益目標に偏重することなくコンプライアンスを重視し、またこれについて適宜の見直しを行う必要がある。

2　協会員は、以下の項目について具体的内容を記載した社内規則等を定めるものとする。

⑴　コンプライアンスに係る基本方針及び役職員に対する周知徹底方法

⑵　貸金業を適切に行うために遵守すべき諸法令及び協会の定める自主規制規則等

⑶　業務の透明性を確保するための情報開示基準及び手続き

⑷　法令等に則った業務運営が行われているかどうかの検証方法

（反社会的勢力による被害の防止）

第３条の２　協会員が、反社会的勢力による被害を防止し、貸金業者に対する公共の信頼を維持するためには、経営陣自らが率先して断固たる態度で反社会的勢力との関係を遮断し、排除していくことが重要である。

協会員が、反社会的勢力による被害を防止するためには､「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」（平成19年６月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）の趣旨に則った社内規則等を策定し、社内態勢の整備を図る必要がある。

2　協会員は、以下の項目について具体的内容を記載した社内規則等を定めるものとする。

⑴　反社会的勢力による被害防止に係る基本方針

⑵　反社会的勢力により不当要求が発生した場合の対応マニュアル

⑶　反社会的勢力による被害防止の為の社内態勢

⑷　反社会的勢力による被害防止に係る規定の担当役職員に対する周知徹底方法

⑸　反社会的勢力による被害防止の取組みが適切かどうかの検証方法

（個人顧客情報の安全管理措置等）

第４条　資金需要者等に関する情報について、安全管理措置を図ることは資金需要者等の信頼を確立し、ひいては貸金業界の健全性を確保するうえでも重要である。協会員が、資金需要者等に関する情報の適切な取扱いを行うためには、貸金業法施行規則（昭和58年大蔵省令第40号）第10条の２及び第10条の４の規定に加え、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成16年12月６日金融庁告示第67号）及び金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針（平成17年１月６日金融庁告示第１号）の規定に則った、社内態勢の整備を図る必要がある。

2　協会員は、以下の項目について具体的内容を記載した社内規則等を定めるものとする。

⑴　個人情報保護に関するガイドライン

⑵　個人情報保護に関するガイドラインを適切に運用するための社内態勢及び役職員に対する周知徹底方法

⑶　顧客情報の管理が適切かどうかの検証方法

（外部委託）

第５条　協会員が貸金業の業務を第三者に委託（以下「外部委託」という。）するに際しては、資金需要者等の利益の保護の観点から、当該協会員と資金需要者等との間の権利義務関係に不当な影響を与えることがないよう、資金需要者等に対しては、当該協会員自身が業務を行ったものと同様の権利を確保しなければならない。協会員は、外部委託に伴う様々なリスクを的確に管理するために、法令等遵守態勢の整備された業者のみを委託先とする選定基準や、委託業務に関する資金需要者等からの苦情相談態勢の整備などの方策を講ずることにより、当該委託先の業務の適正な運営を確保するものとする。

2　協会員は、以下の項目について具体的内容を記載した社内規則等を定めるものとする。

⑴　適正な委託先の選定基準及び選定方法

⑵　委託先の法令遵守態勢を確保するための必要な措置

⑶　委託リスクが顕在化した場合の資金需要者等の利益保護のための措置（委託契約の内容、資金需要者等への対応等を含む）

⑷　外部委託により顧客利便性に支障が生じないための社内態勢

⑸　委託業務に関する苦情等に係る社内態勢

⑹　委託業務に係る社内規則等の担当役職員に対する周知徹底方法

⑺　委託業務が適切かどうかの検証方法

（本人確認、疑わしい取引の届出）

第６条　犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）に基づく本人確認及び疑わしい取引の届出を、的確に実施するための内部管理体制を構築することは、組織犯罪による金融サービスの濫用を防止し、我が国金融市場に対する信頼を確保するうえで重要な意義を有している。